

令和5年度第4回教育研究評議会議事要旨

日時	令和5年7月21日（金） 15時54分～17時36分
場所	本部棟2階大会議室
出席者	学長、渡理事、山下理事、寺本理事、石田理事、檜澤人文・社会科学域長、末岡医学域長、豊田自然科学域長、小野教育学系長、吉住芸術学系長、野口医療系長、鈴木農学系長、中里附属図書館長、堀総合情報基盤センター長、中西評議員、田中評議員、宮崎評議員、出原評議員、佐藤評議員、一色評議員
欠席者	岩本全学教育機構長
陪席者	佐々木監事

○ 審議事項

1. 審議事項

2. 審議事項

3. 審議事項

4. 第4期中期目標・中期計画 意欲的な評価指標について

渡理事及び山下理事から、文部科学省より意欲的な評価指標の再申請を認めるとの通知があったことを受け、中期計画2-1を意欲的な評価指標として再申請する旨の説明があり、審議の結果、了承された。

5. 高大接続に関する取組みの強化について（科目等履修生受入れ等の制度化）

山下理事から、高等学校等の生徒に大学教育への理解を促し、高校と大学の学びの接続を図ることを目的とし、佐賀大学科目等履修生として高等学校等の生徒を広く受け入れるため、佐賀大学科目等履修生における高等学校等の生徒の取扱いに関する細則を定める旨の説明があり、審議の結果、了承された。

6. 佐賀大学海洋エネルギー研究所規則の改正について

寺本理事から、潜在的なエネルギー・資源を活用した転換技術の革新的研究開発によるフューチャー・リソース（FR）の創出を担う全学的研究組織設置に向けてプロセス型研究を視野にその中核的組織を担う海洋エネルギー研究所の組織変更を行うため、佐賀大学海洋エネルギー研究所規則の改正を行う旨の説明があり、審議の結果、了承された。

7. 「国立大学法人佐賀大学教員人事の方針の取扱いに関する申合せ」の制定につ

いて

渡理事から、「国立大学法人佐賀大学の人事基本方針」及び「国立大学法人佐賀大学教員人事の方針」の内容を踏まえ、教員組織の構成、選考基準、人材育成方法、評価制度について、具体的な取扱いに関する申合せを定める旨の説明があった。

評議員から、本申合せにおける職位構成の記載等について、種々意見が

あったため、再検討し、次の教育研究評議会にて改めて審議することとなった。

8. 国立大学法人佐賀大学における任期を定めて雇用する教育職員に関する規程の一部改正について

人事課長から、海洋エネルギー研究所の組織改編に伴う部門名称の変更及び有能な人材確保の観点から、所要の改正を行う旨の説明があり、審議の結果、了承された。

9. バハマ大学との学術交流協定締結について

三島副学長から、本学とバハマ大学間において、人材交流及び人材育成の強化のため、2023年9月から5年間、同校との大学間学術交流協定を新たに締結する旨の説明があり、審議の結果、了承された。

10. その他

特になし。

○ 報告事項

1. 全学委員会等の審議状況報告について

渡理事から、令和5年度第2回質保証統括本部会議、令和5年度第3回拡大役員懇談会について報告があった。

次いで山下理事から、令和5年度第3回学生委員会について報告があった。

次いで寺本理事から、令和5年度第2回総合研究戦略会議、令和5年度第3回総合研究戦略会議について報告があった。

2. 大学設置基準等への対応について

渡理事から、令和4年10月1日付で大学設置基準が改正されたため、令和6年度から新基準で対応できるように準備を進めている旨の説明があった。

3. 日本学術振興会「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」にかかる雇用制度導入機関の登録、特別研究員-PD等の育成方針の策定について

寺本理事から、日本学術振興会が令和5年度から実施する「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」について説明があり、雇用制度導入機関としての登録及び特別研究員-PD等の育成方針を策定する旨の報告があった。

4. 国立大学法人佐賀大学における戦略的な設備整備・運用計画について—設備マスタープラン—

財務部長から、本学の強み、特色である教育研究活動等をより一層重点的に展開し、地域活性化の中核的拠点として本学のミッションを実現するため、教育、研究及び医療設備に係る戦略的な設備整備及び運用計画として策定した「設備マスタープラン」を令和5年4月1日付で改定した旨の報告があった。

5. 令和6年度概算要求事項について

財務部長及び環境施設部長から、令和6年度概算要求に向けて、ミッション実現加速化経費（教育研究組織改革分、共通政策課題分）、施設整備費補助金及び施設費交付事業費について要求事項を選定した旨の報告があった。

6. 令和4事業年度決算について

財務部長から、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第1項及び同条第2項に基づき令和4事業年度財務諸表等について作成し文部科学大臣へ提出するとの報告があった。

7. その他

特になし。

○ その他

特になし。

以上